(四) 長野製糸株式会社（七、一七）
所在地　長野県上高井郡須坂町
労働者　男九一名（内女八〇名）
参加者　男一　九（女）、
組合員　従業員、
本工場ハ糸況不振ノ為ニ依リ同五十日間ノ休業
ヲ告ゲ本年七月六日ヨリ更ニ職場閉鎖セルニ際シ会社ハ缺食ヨリ原料
タル繭ノ購入供給不能ニ陥リ為ニ応急策トシテ町
内所在丸山組製糸工場主ヲ従業員ニ請負セシメ貰フコト
トシ従業員ヲ之ニ充ツ実際丸山組ニテ監督
ノ為メ派遣シ賃金九月分迄本社ヘ支払ヒ
主ニ対シ迷惑ナル社原料ヲ供給シテ丸山組ノ従業員
指揮シテ就業セシメ一方ニ七月ノ分ヲ支払フ

要求事項
一、会社側ノ原料ヲ支給スル
二、丸山組ノ作業ヲ指導スル
ヲ業者ニ対シテ権益従業員ノ問題トシテ之ニ対策ヲ協定シ全
般ニ亘ル協定ヲ為スコト
(1)、七月廿五日頃ニ従業員本社ニ於テ四日休業中
長野市ニ於テ会社芝ニ就キ交渉ノ結果ヲ得ル
(2)、賃金ハ当方ノ未払賃金ヲ支払フ中ヨリトヲ
八月分迄ハ本人ニ九月末日迄ニ支払フコトトシ
ニ会社側ニテ以後モ十月四日ヨリ内払スルコト
(3)、以後原料不繭ノ為メ休業トスル
ヤヽ十三ノ十四日中ニ入場セシメシト
従業員ハ中途帰郷中九名ニ対シ

財團法人 協調會